

(仮 訳)

## プレス・リリース

2011 年 12 月 16 日  
バーゼル銀行監督委員会

### バーゼル銀行監督委員会による高コストの信用保証に係るステートメントの公表

最近の取引事例から、一部の信用保証取引における自己資本規制の規制裁定の可能性が監督当局の間で懸念されている。こうした監督当局の懸念を踏まえ、本ステートメントは、監督当局が当該取引に対して、証券化の枠組みにおける信用リスク移転の評価という特定の観点のみならず、バーゼル規制の第二の柱における監督上の検証プロセスおよび資本の適切性の評価という、より広い観点から精査していくことを、銀行に対して警告することを意図するものである。

#### 背景

バーゼル資本規制の枠組みでは、信用リスク削減手法が信用リスクを大きく減少させ、効果的なリスク管理手段となり得ることが認識されている。特に、当該枠組みのパラグラフ 140 は、保証とクレジット・デリバティブが直接的、明示的、取消不能、そして無条件であり、銀行がリスク管理手続に関連する運用上の一定の最低基準をみたしているものとして監督当局が満足している場合には、銀行は所要自己資本を計算するうえでこうした信用リスクのプロテクションを考慮することを認めている。

もっとも、バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」という)は、証券化エクスポージャーに係る信用リスク削減手法の利用を含め、信用リスク削減の枠組みにおいては、特に、(1) 損失や保証コストの認識に遅れがある一方で、(2) 形式的にリスク移転されたエクスポージャーへの低いリスクウェイトの適用という自己資本規制上の便益を即座に享受できる場合に、自己資本規制の規制裁定の可能性が存在することを認識している。特定の信用保証取引に支払われるプレミアムや手数料およびその他の直接的あるいは間接的なコストがその他の取引条件と組み合わせることで、当該取引の信用リスクの削減や信用リスク移転の実効性に疑問が生じる例もある。こうした高コスト信用保証取引の主たる効果は、健全なリスク管理への貢献ではなく、むしろ、有効なリスク削減やリスク移転を伴わないにも拘らず、短期的にリスクベース資本上の優遇的な取扱を享受し損失認識を将来に亘って先延ばしするようにプレミアムと手数料を設定することかもしれない。

例えば銀行が、損失を最初に蒙る(ファースト・ロス)証券化ポジションに対して、証券化トランシェの簿価と同額の信用保証を購入、あるいは、保証の契約期間に亘って支払われるプレミアム額が将来の実現損失と等しくなることが契約条件によって確保されている場合を想定する。この場合、

信用保証の購入により直ちに認識される所要自己資本の削減効果は、最終的には契約期間に亘り認識されるプレミアムの支払い総額により相殺されることから、自己資本規制の規制裁定の余地がある。

上記の例は証券化取引における信用リスク削減手法の利用に焦点を当てているが、裁定機会は信用リスク削減手法の枠組みにおいてより一般的に存在する。しかしながら、信用リスク削減手法を用いた裁定機会は、保証の購入前後でリスクウェイトの差異が非常に大きくなる証券化取引に活用される際に、特に発生しやすい。

### **監督上の対応および懸念が高まっている分野**

これらの懸念に対応して、バーゼル委は、監督当局が、バーゼル規制の包括的な枠組みのパラグラフ554(a)と555(d)に規定される証券化の枠組みにおける、重要な信用リスク移転に係る基準を銀行が満たしているかどうかを含め、自己資本規制上、信用保証を反映すべきかを評価する際には、認識されていない信用保証に係るコストを勘案していくと明言している。証券化の枠組みの下で、リスクベース資本の計算上エクスポージャーとして認識しないためには、証券化エクスポージャーに係る重要な信用リスクが第三者に移転されていなければならない。この分析においては信用保証の実質的なコストが考慮されなければならない<sup>1</sup>。

より一般的には、銀行の自己資本の適切性を評価する際に、銀行と監督当局は、バーゼル規制における証券化の枠組みであろうと一般的な信用リスク削減の枠組みであろうと、保証の購入に係るコストを考慮しなければならない。更に、銀行は、リスク移転度合いと銀行の全体的な自己資本の適切性への影響を評価するために、異常にコストが高い、あるいは斬新な特徴を有する信用保証取引の経済的本質を分析し文書化すべきである。銀行は、本指針に抵触する斬新な取引があれば、それらが健全性上の適切な取り扱いに則していることを確保するため、監督当局に照会しなければならない。またそうした分析は、当該取引が如何に銀行の全体的なリスク管理方針と整合的であるかを具体的に示す必要がある。

信用保証取引における信用リスクの削減あるいは移転の度合いを評価する際には、銀行はとりわけ以下の要素について考慮しなければならない。監督当局はこれら进行评估することになる。

・プレミアムおよび資本勘定で認識されていないその他コストの現在価値と、保証されたエクスポージャーの様々なストレスシナリオの下における期待損失との比較

<sup>1</sup> 例えば、パラグラフ554(a)および555(d)における信用リスク移転の評価において、監督当局は、こうした認識されていないプレミアムについては損失として考慮しなければならない。これらのプレミアムを上記の分析に織り込むためには、例えば適度に保守的に現在価値を計算するなど、多くの手法が考えられる。

- ・現金以外でのプレミアム支払いを適切に勘案した上での当該取引の市場価格対比のプライシングの妥当性
- ・保証されたエクスポージャーに対する銀行による引当金計上あるいは償却認識の時期と、保証の売り手による支払い時期との潜在的な乖離(時間差)を含めた、保証の買い手によるプレミアム支払い時期
- ・潜在的な将来の損失発生時期との対比で信用保証の適用期間を評価しうるコール実施可能日についての検証
- ・特定の状況が、取引相手の債務履行力の低下と同時に、銀行の当該取引相手への依存度を高めるかの分析
- ・銀行による、自行の収益力、資本水準および全般的な財務状態を踏まえた、プレミアムの支払負担能力の慎重な分析
- ・当該取引の合理性および銀行が実施したコストベネフィット分析の概要が記述された内部メモや記録の検証

監督当局もまた、以下のような特徴を有する信用保証取引に対しては、一層の注意を払う必要がある。

- ・保証されたエクスポージャーの金額に比して、プレミアム額が高いもの。例えば、保証期間中にかかる保証コストが、購入した保証の対象となるエクスポージャーの金額と等しい、あるいは上回る場合である。払い戻しの仕組み(保証の売り手が、保証されたエクスポージャーの実績や信用劣化度合いに応じて、保証の買い手にプレミアムの一部を払い戻すことに合意した場合等)は、過大なプレミアム、ひいては、規制裁定を示唆するものである。
- ・保証されたエクスポージャーの公正価値評価がなされておらず、エクスポージャーに係る損失が認識されていない取引。こうした状況は、損失認識を先送りする形で、当該取引が自己資本規制の規制裁定に繋がる可能性を高める。
- ・保証取引の結果、リスクウェイトや所要自己資本の軽減余地が非常に大きくなる取引。これは、保証されたエクスポージャーについて、保証がなければ例えば 150%超といった高いリスクウェイトを適用される取引が該当する蓋然性が高い。しかしながら、規制裁定の可能性はリスクウェイトが比較的低いエクスポージャーにおいても存在し、監督当局は取引に係る固有の特徴に起因する懸念が存在する場合は個別取引のレベルでも注意していく必要がある。
- ・保証のプレミアムが、保証されたエクスポージャー額に比例していないもの。これは例えば、(1)参照エクスポージャーの償却やデフォルトに関わりなく、保証期間中はプレミアムが保証されている場合(すなわち、プレミアムの支払いが保証されたポートフォリオのうち問題なく履行されているポジション額の一定割合となっていない場合)、もしくは、(2)プレミアムを前払いもしくは取引終了時に支払う場合に内部留保に認識されていない場合である。
- ・信用リスク削減に係る総コストを高め得る構造上の特徴を有する取引。こうした特徴としては、保

証の買い手にとっての取引コストが高い場合、保証の買い手が取引相手に追加的な担保提供義務を負う場合、保証の買い手が、満期に追加支払い義務を負う場合、そして、保証の買い手が満期前終了オプションを持つ場合、等が挙げられる。この他、精査が必要となる取引には、事前合意の仕組みがある。例えば、時価の計測方法を事前に特定し、将来申し合わせた時価で取引を終了させることを保証の売り手と買い手が合意する「時価での解約」が挙げられる。

## **結論**

上記の指針は、信用保証取引の購入においては、そのコストが便益と同様に規制資本およびその他の資本の適切性の評価において、適切に認識されることを確保することを意図している。これらの検討は、監督当局に、特定の信用保証取引のリスク移転の度合いを有効に評価するために必要となるツールを提供するほか、市場でこれまでみられてきた多様な取引構造ならびに、今後登場しうる取引構造に対応する柔軟性をも提供することを意図している。バーゼル委は引き続き、高コスト信用保証取引の動向を監視し、これらの取引に対する、より包括的な第一の柱による対応をとることを検討していく。

## **バーゼル銀行監督委員会について**

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する慣行を世界的に奨励し、強化することを目指している。委員会は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。バーゼル委員会のオブザーバーは、欧州銀行監督機構、欧州中央銀行、欧州委員会、金融安定化研究所及び国際通貨基金である。